

公益財団法人日本手工芸作家連合会 理事、監事及び評議員に対する
報酬等の支給の基準について

定款第14条に定めるとおり、この法人の評議員は、無報酬とする。

定款第30条に定めるとおり、この法人の理事及び監事は、無報酬とする。

定款第32条第5項に定めるとおり、この法人の顧問及び参与は、無報酬とする。

以 上